

平成25年 7 月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成25年	7 月 30 日	開会
平成25年	7 月 30 日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第14号

平成25年7月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年7月23日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成25年7月30日（火）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

3 付議事件

- （1）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
- （2）平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- （3）宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

平成 2 5 年 7 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 2 5 年 7 月 3 0 日（火曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸報告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する
条例
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 2 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めること
について

出席議員（８名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	内 舘	勝 則 君
4 番	黒 沢	一 成 君	6 番	工 藤	小百合 君
8 番	宮 森	鋭 幸 君	1 0 番	坂 本	正 君
1 1 番	山 崎	泰 昌 君	1 3 番	茂 市	敏 之 君

欠席議員（５名）

3 番	畠 山	直 人 君	5 番	宇都宮	勝 幸 君
7 番	野 舘	泰 喜 君	9 番	松 本	尚 美 君
1 2 番	小松山	久 男 君			

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山	本	正	徳 君
副管理者宮古市副市長	山	口	公	正 君
事 務 局 長	田	崎	義	孝 君
総 務 課 長	岩	田	直	司 君
施 設 課 長	鈴	木	登 志	美 君
消 防 長	野	沢	浩	二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及	川		誠 君
総 務 課 長	外	舘	義	博 君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は 8 名であります。定足数に達しましたので、これより平成 25 年 7 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（茂市敏之君） 諸報告を行います。

管理者から地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 24 年度宮古地区広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書及び計算調書の提出があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎議席の指定

- 議長（茂市敏之君） 日程第 1、議席の指定を行います。

山田町選出議員の坂本正君の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、10 番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 36 条の規定により、8 番、宮森鋭幸君、10 番、坂本正君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

◎管理者挨拶

- 議長（茂市敏之君） 管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

管理者、山本宮古市長。

- 管理者宮古市長（山本正徳君） 議長よりお許しをいただきましたので、宮古地区広域行政組合議会 7 月臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずもって、山田町議会選出の坂本正議員におかれましては、当組合の議員に就任をいただき、心から歓迎を申し上げます。

さて、報告でございますが、去る 7 月 2 日に開催いたしました宮古地区広域行政組合参与会におかれまして関係団体の町村長様のご推挙を賜り、引き続き私が向こう 4 年間

本組合の管理者を担うこととなりました。

本組合は、一般廃棄物処理及び消防事務の共同処理による効率化及び圏域住民へのサービス向上を目的としており、その任に当たることは身に余る光栄でありますとともに、その責任の重大さを改めて痛感いたしております。一般廃棄物処理につきましては、資源循環型社会構築を目指し、排出量抑制によるごみ減量化とリサイクル推進を基本的な施策と位置づけ、関係団体、住民及び事業者と連携協力して一般廃棄物の減量化や分別収集による再資源化を引き続き推進するとともに、老朽化してきております廃棄物処理施設の長寿命化を図ってまいります。

また、東日本大震災で発生いたしました可燃系災害廃棄物、不燃系災害廃棄物、さらに放射性物質に汚染された牧草及びシイタケ栽培用ほだ木等農林業系副産物の処理を進めてまいります。

消防事務につきましては、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、構成市町村をはじめ防災関係機関との連携を保ちながら、職員の育成、消防救急無線デジタル化をはじめとした施設整備及び消防車両等の更新、維持管理を行い、消防防災体制の一層の充実に努めてまいります。これらの事業を推進するため、広域圏の皆様のご理解をいただきながら最善の努力をする所存でございますので、議員の皆様方の今後ますますご協力、ご指導を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくをお願いいたします。

◎議案第1号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第4、議案第1号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の1－1ページをお開き願います。

議案第1号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員の給与の減額を行うため、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第16号）の特例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。

第1条は、本条例の制定の趣旨と期間を定めたものでございます。

第2条第1項は、給料月額の前年度の減額の割合を行政職、消防職、それぞれの適用を受ける一般職の職員について、職務の級別に100分の1.3から100分の3.3減額の上、支給しようとするものでございます。

第2項から第4項までは、休職職員、育児短時間勤務職員等に支給する給料について、所定の算定方法に第1項に定める減額率を適用して算定する旨定めるものでございます。

1－2ページをご覧ください。

第3条及び第4条は、部分休業及び介護休暇の承認を受けて勤務する職員に支給する給料の減額については、所定の算定方法に代え、第2条第4項を適用する旨定めるものでございます。

第5条は、時間外勤務手当等の各種手当の算出の基礎となる給料月額については、この条例を適用しない旨を定めるものでございます。

第6条は、削減額の算定における端数の処理方法を定めるものでございます。

第7条は、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年8月1日から施行するものでございます。

以上が、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の主な内容でございます。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。

平成25年7月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、平成25年8月から支給される一般職の職員の給与を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 1番でございます。1つ確認をさせていただきますが、よろしくお願い致します。

第2条第2項第2号の、例えば一般職の給与で前項に定める額に100分の80を乗じて得た額とこうあります。ですので、この第1項のほうでは行政職と消防職ですが、ただいまの説明であれば、保育士さん方とお伺いしましたが、その後どうなのかということと、100分の80ですから、1.3%なり2.3%減額したほかに、その掛ける減額から8割なのかといったらどういう解釈になるのでしょうか。よろしくお願い致します。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 第2条第2項の（2）のご質問でございますが、これは結核とか、あるいは病気によって休職した場合にそもそもの給料が下がるという、その部分の100分の80のことでございますので、今回の臨時特例に係るそういうものではなくて、給料のほうの中で減額しているものでございます。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（茂市敏之君） 日程第5、議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の2-1ページをお開き願います。

議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,862万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億742万6,000円とするものでございます。

平成25年7月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正の内容は、議案第1号でご説明いたしました一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の施行に伴う補正のほか、職員の異動、退職等に伴う実績によるもので、全て人件費の補正でございます。

このうち給料、職員手当等の内容につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、2-10、2-11ページをお開き願います。

1 一般職、（1）総括の比較の欄の合計7,785万2,000円を減額するものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、2-6、2-7ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、2 節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計1,095万6,000円を増額するものです。なお、3 節職員手当等の退職手当負担金1,260万3,000円の増額は、平成24年度勸奨退職した職員に係る負担金を支出するため増額するものです。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費は、2 節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計963万6,000円を減額するものです。

3 目埋立処分地施設費は、2 節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計33万円を減額するものです。

4 目し尿処理施設費は、2 節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計725万4,000円を減額するものです。

6 目リサイクル施設費は、2 節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計283万5,000円を減額するものです。

2－8、2－9 ページをお開き願います。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、2 節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計6,952万1,000円を減額するものです。

なお、3 節職員手当等のうち退職手当負担金3,142万4,000円の増額は、平成24年度勸奨退職した職員に係る負担金を支出するため増額するものです。

以上が歳出でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、2－4、2－5 ページにお戻り願います。

先ほどご説明いたしました歳出を調整の上、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金、1 節総務は1,095万6,000円を増額し、2 節衛生2,005万5,000円、3 節消防6,952万1,000円はそれぞれ減額するものです。

なお、各節の説明の欄の市町村ごとの負担額は、本年度予算の各節の負担割合に応じて増額もしくは減額するものです。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1 番、坂本議員。

○1 番（坂本 昇君） 補正額が7,862万円と給与費明細書のほうでは7,785万2,000円とありますが、この違いと、それから確認のために、第1号議案の臨時特例に関する条例で減額する額と一般職員の今回の補正の額とどれぐらいずつかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） まず、7,862万円と7,785万2,000円との差は何ですかというご質問でしたが、2－10ページをお開きいただきたいというふうに思います。

ここでは、給与費と共済費の合計で7,785万2,000円ございますけれども、このほかに児童手当の部分が41万円減額、あと岩手県市町村職員健康福利機構への負担金が35万8,000円減額、これは職員手当には含まれないものですので、これらを合計しまして7,862万円というふうになっております。

あと、2－10ページの（2）の表を見ていただければ分かりますけれども、給与減額支給による給与分は、そこに書いてございますとおり、1,014万6,000円ほどが今回の特例による減額分でございます。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第２号）は原案どおり可決されました。

議案第 2 号

平成 2 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 8, 6 2 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 2 0 7, 4 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 7 月 3 0 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款		項		
1 分担金及び負担金		2,906,234	△78,620	2,827,614
	1 負担金	2,906,234	△78,620	2,827,614
補正されなかった款項にかかる額		379,812		379,812
** 歳 入 合 計 **		3,286,046	△78,620	3,207,426

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款		項		
2 総務費		90,063	10,956	101,019
	1 総務管理費	89,717	10,956	100,673
3 衛生費		1,168,873	△20,055	1,148,818
	2 清掃費	1,168,864	△20,055	1,148,809
4 消防費		1,833,888	△69,521	1,764,367
	1 消防費	1,833,888	△69,521	1,764,367
補正されなかった款項にかかる額		193,222		193,222
** 歳 出 合 計 **		3,286,046	△78,620	3,207,426

◎議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（茂市敏之君） 日程第６、議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の３－１ページをお開き願います。

議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、議案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県宮古市南町４番９号、氏名、田澤豊、生年月日、昭和２３年７月２８日。

平成２５年７月３０日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

参考といたしまして、３－２ページに略歴を、３－３ページに地方自治法の抜粋を添付しておりますのでご参照願います。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（茂市敏之君） これより議案第３号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案どおり同意されました。

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成２５年７月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 １時２２分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂市 敏之

署 名 議 員 宮森 鋭幸

署 名 議 員 坂本 正